

# 環境学習アドバイザー派遣事業について

## 1 概要

環境学習を推進するため、環境分野の有識者（環境学習アドバイザー）を登録し、和歌山県及び県内の市町村、学校、事業者、住民団体等が実施する研修会、講演会、学習会などに対して派遣する事業です。

## 2 派遣に関する注意事項

### ○ 開催に係る費用負担

講師に対する謝金・旅費 …………… 県負担  
会場費・資料その他必要経費 …………… 主催者側負担

### ○ 派遣要件

- ① 県民の環境保全に関する知識の普及、意識の高揚及び環境学習の推進に資すると認められるもの
- ② 和歌山県内で開催されるもの
- ③ 概ね 20 人以上の参加者が見込まれるもの
- ④ 主催者が同一である研修会等に対するアドバイザーの派遣は、同一年度において原則として 2 回を限度とする。
- ⑤ 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としないもの

### ○ 派遣申請

原則として派遣を希望する日時の 30 日前までに当課へ申請してください。  
(30 日を切る場合でも、できる限り御要望に応えるように配慮いたします。)

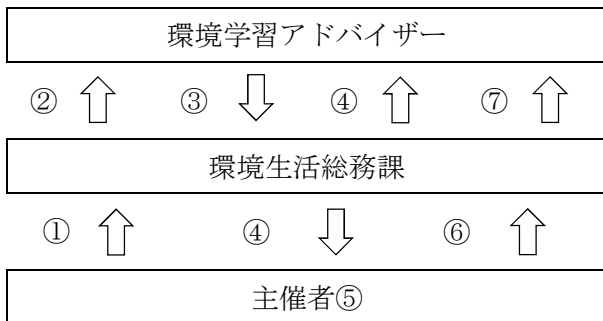
### ○ 講師の決定

派遣に際しては、主催者から講師を指定することも、要望にあわせて、当課で選定することもできます。但し、原則として研修会等 1 回につき 1 名となります。

### ○ お願い

- ① この制度による活動の主体と責任は主催者にあり、アドバイザーは補助者との位置づけとなります。
- ② 派遣が決定した場合には、主催者からアドバイザーに連絡を取り、事前の打ち合わせを行ったうえでの開催となります。(アドバイザーには、派遣講座で知り得た個人情報に関係者以外に漏らさないようお願いしてあります。)

## 3 派遣等のフロー図



- ① 和歌山県及び県内の市町村、学校、事業者、住民団体等（主催者）からの講師派遣依頼の申請
- ② 環境生活総務課から環境学習アドバイザーに派遣依頼
- ③ 環境学習アドバイザーが承認
- ④ 派遣先と環境学習アドバイザーに通知
- ⑤ 後援会、研修会、学習会などを実施
- ⑥ 実施報告書を環境生活総務課に提出
- ⑦ 環境生活総務課から旅費や謝礼を支給

## 4 アドバイザー

県民在住の、次の環境分野に専門的な知識、技能や手法を備えた方

- ・ 地球環境問題、大気、水質、土壌、地下水、廃棄物、リサイクル
- ・ 自然観察（植物、野鳥、水生生物、星空など、自然保護）
- ・ 環境教育、市民活動、町づくり、消費者教育
- ・ 環境マネジメント、環境アセスメント、エネルギー、企業内の環境保全対策